

開催期日 令和7年3月17日

開催場所 中島村役場 2階会議室

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中島村農業委員会議事録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和7年3月17日 午後1時30分  
閉 会 令和7年3月17日 午後2時40分  
場 所 中島村役場 2階会議室

### 2. 会議に提出した議案

議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について  
議案第 2 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
～第17号  
協 議 事 項 令和7年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）  
について  
協 議 事 項 中島村農業委員会の令和7年度最適化活動の目標の  
設定等（案）について

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野 木 重 徳

### 5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱 森 枝 里 子

### 6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和7年第3回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。  
会長職務代理（あいさつ）

皆さんこんにちは。本来ならば小林会長が議長を務めるところですが、今日  
はご不幸があつて、急遽私が務めることとなりました。今日は議案が大変多い  
ですが、皆様の御協力を得ながら議事を進めていきたいと思ひます。よろしく  
お願いしします。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長職務代理にお願いする旨を宣し  
た。

議 長

議事録署名人の選出について、1番大木一男農業委員、4番小針一男農業委  
員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第7号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第1号受付番号第7号につきまして、3月15日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認しましたが問題はなく、譲受人は新規取得者であります。親族の協力を得ながら耕作する予定であるため、問題はないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第1号受付番号第7号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても3月15日に確認しましたが問題はなく、譲受人は新規取得者であります。親族の協力を得ながら耕作する予定であるため、問題はないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

1番水野谷貴志推進委員

議案第2号受付番号第1号につきまして、3月8日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1番大木一男農業委員

議案第2号受付番号第1号につきまして、只今水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても3月8日に確認し、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第3号受付番号第11号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第3号受付番号第11号につきまして、3月8日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第3号受付番号第11号につきまして、只今水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても3月8日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第12号について、確認担当委員に報告を求めた。

4 番小室英将推進委員

議案第4号受付番号第12号につきまして、3月8日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4 番小針一男農業委員

議案第 4 号受付番号第 1 2 号につきまして、只今小室推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、小室推進委員と同様に、現地についても 3 月 8 日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第 4 号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第 5 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第 5 号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第 5 号受付番号第 1 3 号について、確認担当委員に報告を求めた。

3 番天倉健推進委員

議案第 5 号受付番号第 1 3 号につきまして、3 月 9 日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3 番長田信夫農業委員

議案第 5 号受付番号第 1 3 号につきまして、只今天倉推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、天倉推進委員と同様に、現地についても 3 月 9 日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家

であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第6号受付番号第14号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第6号受付番号第14号につきまして、3月16日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さんに電話にて確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました問題はなく、借り手は農業従事者であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第6号受付番号第14号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても3月16日に確認いたしました問題はなく、借り手は農業従事者であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第7号及び議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第7号及び議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号及び議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第7号受付番号第15号及び議案第8号受付番号第16号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第7号受付番号第15号及び議案第8号受付番号第16号につきまして、3月8日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さんには電話にて、借り手・●●●●さんには直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第7号受付番号第15号及び議案第8号受付番号第16号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても3月8日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第7号及び議案第8号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第9号から議案第11号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、借り手が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第9号から議案第11号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第9号から議案第11号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第9号受付番号第17号から議案第11号受付番号第19号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第9号受付番号第17号から議案第11号受付番号第19号につきまして、3月7日に、貸し手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番芳賀敏行農業委員

議案第9号受付番号第17号から議案第11号受付番号第19号につきまして、只今加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、加藤推進委員と同様に、現地についても3月7日に確認いたしまし

たが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われ  
ます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか  
諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第9号から議案第11号農用地利用集積計画に対  
する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第12号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程  
し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第12号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い  
朗読説明した。

議 長

議案第12号受付番号第20号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第12号受付番号第20号につきまして、3月7日に、貸し手・●●●  
●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の  
とおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしま  
したが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思わ  
れます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番芳賀敏行農業委員

議案第12号受付番号第20号につきまして、只今加藤推進委員より報告が  
ありました内容については間違いございません。また、加藤推進委員と同様に、  
現地についても3月7日に確認いたしました。問題はなく、借り手は認定農家  
であり、耕作についても問題ないと思われ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第12号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第13号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第13号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第13号受付番号第21号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番吉田健司推進委員

議案第13号受付番号第21号につきまして、3月9日に、貸し手・●●●●●さんには電話にて、借り手・●●●●●さんには直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番吉田定雄農業委員

議案第13号受付番号第21号につきまして、只今吉田推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、吉田推進委員と同様に、現地についても3月9日に確認いたしましたが無問題で、借り手は認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第13号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第14号から議案第16号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、貸し手が同一人物であるため一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第14号から議案第16号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第14号から議案第16号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第14号受付番号第22号から議案第16号受付番号第24号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第14号受付番号第22号から議案第16号受付番号第24号につきまして、3月7日に、貸し手・●●●●さん、借り手・●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしました但問題はなく、借り手は農家及び認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番芳賀敏行農業委員

議案第14号受付番号第22号から議案第16号受付番号第24号につきまして、只今加藤推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、加藤推進委員と現地についても3月7日に確認いたしました但問題はなく、借り手は農家及び認定農家であり、耕作についても問題ないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第14号から議案第16号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第17号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第17号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第17号受付番号第25号について、確認担当委員に報告を求めた。

1 番水野谷貴志推進委員

議案第17号受付番号第25号につきまして、3月8日に、貸し手・●●●●●さんには電話にて、借り手・●●●●●さんには直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

1 番大木一男農業委員

議案第17号受付番号第25号につきまして、只今水野谷推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、水野谷推進委員と同様に、現地についても3月8日に確認いたしましたが無問題で、借り手は農家であり、耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第17号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、協議事項・令和7年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局

協議事項・令和7年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）について議案書に従い朗読説明した。

議 長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

1番大木一男農業委員

私としては異議ないですけれども、個人じゃなくセンターでやっている人としてはどうでしょうか。

議 長

協定会議には私も参加したんですけれども、吉子川機械利用組合の●●●●さんや、滑津ライスセンターの●●●●さんも出席して協議した中で決定した内容となっています。

議 長

その他、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、協議事項・令和7年度中島村農作業労賃協定額の設定（改定）については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、協議事項・中島村農業委員会の令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局

協議事項・令和7年度中島村農業委員会の令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について議案書に従い朗読説明した。

議 長

事務局より説明があったが、質問等ないか諮ったところ。

1 番大木一男農業委員

管内の農地面積（A）というのは、田と畑の合計面積ですか。

事務局

中島村内の田と畑の合計面積です。ここの数値は統計調査の数値でして、遊休農地を除いた耕作地のみ面積となっております。

議長

その他、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、協議事項・中島村農業委員会の令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事務局

その他に入る旨を宣した。

一点目 お悔やみのお知らせ

二点目 次回の農業委員会総会は、4月15日（火）に役場2階会議室で行う。

三点目 令和6年度の委員報酬及び加算額の支給について

四点目 各種チラシの配布について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和7年3月17日 午後2時40分